

付添介護保険 重要事項説明書（令和8年度）

一般財団法人長野県社会福祉施設利用者互助会

この書面は、当会の「付添介護保険」についての重要なことがらを記載したものです。

「契約概要」は、ご契約に際して、保険の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。

「注意喚起情報」は、ご契約に際して、ご契約者に不利益になる事項などの特にご確認していただきたい事項を記載したものです。

いずれも必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。

また、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご覧ください。

ご不明な点は、当互助会事務局までお問い合わせください。

I 契約概要のご説明

ご契約に際して、保険の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

1. 付添介護保険の仕組み

この保険は、被保険者（保障を受けられる方）が病気・ケガにより入院された際に、保護者等が付添介護した場合、またその際に差額ベッドを利用した場合に保険金をお支払いします。

なお、この保険は、「保険契約者保護機構」の補償対象にはなりませんので、当互助会が経営破綻した場合等には、ご契約時の給付金の支払いが一定期間凍結又は給付金額が減額されることがあります。

2. ご契約いただける方

この保険で保障を受けられる方（被保険者）は、保険始期日時点で、別記の施設（当会の支部）を利用している障害児者の方で、ご契約いただける方は、次に掲げる者となります。

①被保険者（保障を受けられる方）本人

※被保険者が、保険契約に必要な意思能力を有してない場合はご契約者になれません。

②被保険者（保障を受けられる方）の親権者

③被保険者（保障を受けられる方）の身元引受人または後見人

④被保険者（保障を受けられる方）がご利用している施設の管理者

【重要事項】 被保険者（保障を受けられる方）が、当会支部の施設の利用をやめた場合は、保険契約は消滅し、当会支部の施設の利用をやめた日の翌日をもってその効力は失われます。

3. 保障内容

お支払いする「支払事由」および「保険金」は次表のとおりです。

給付金の種類	支払事由	給付金額
付添介護給付金	被保険者が1泊以上入院し、その際付添介護した場合	<p>①付添者が親族の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付添時間帯：午前8時～午後8時 付添1時間あたり 500円 ・付添時間帯：午後8時～翌日午前8時 付添1時間あたり 600円 <p>②付添者が親族以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付添者について付添1時間あたりの料金が規定されている場合には、規定料金に基づいて計算した金額とします。ただし、付添時間帯により次の金額を上限とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・付添時間帯：午前8時～午後8時 付添1時間あたり 1,500円 ・付添時間帯：午後8時～翌日午前8時 付添1時間あたり 1,700円 ・付添者について付添1時間あたりの料金が規定されていない場合には、上記①の親族の場合と同額とします。
差額ベッド給付金 (被保険者のうちこの給付金の種類を選択した人だけを給付対象者とします。)	被保険者が1泊以上入院し、その際、差額ベッド費用を負担した場合	<p>負担した差額ベッド費用 ただし、次の全ての条件の範囲内とします。</p> <p>①1日当たりの給付金額は5,000円を上限とします。</p> <p>②1回の入院についての通算給付日数は30日を限度とします。</p> <p>③1保険期間についての通算給付金額は15万円を上限とします。</p>
入院一時金	被保険者が1泊以上入院した場合	<p>当会所定の入院一時金額</p> <p>①同一保険期間1回10,000円とします。</p> <p>②入院日が令和8年度内であることとします。</p> <p>③令和8年度の保険料が払い込まれていることとします。</p> <p>④入院給付金の支払いは、同一保険期間を通じて1回を限度とします。</p> <p>※当会は、当事業年度末、理事会において保険財政の健全性を維持することができる見込みがあると判断しましたので、令和8年度においても特別の保険料を領収することなく給付します。</p>

死亡弔慰金	被保険者が死亡した場合	当会所定の死亡弔慰金額 ① 令和 8 年度は 10,000 円とします。 ② 死亡日が令和 8 年度内であることとします。 ③ 令和 8 年度の保険料が払い込まれていることとします。
-------	-------------	--

【注 1】 新規契約日から 90 日間は免責期間で給付の対象となりません。

※A プランから B プランに変更された場合、差額ベッド給付金のみ変更日から 90 日間は免責期間で給付の対象とはなりません。

【注 2】 給付金の支払額は、保険期間を通じて 50 万円を限度とします。

【注 3】 給付対象となる付添者は 1 名です。また、付添者の睡眠時間は給付の対象になりません。

【注 4】 施設の職員が勤務中に行う付添介護は給付対象になりませんが、勤務時間外の付添介護は給付対象となります。なお、その場合の給付金は、親族の単価を適用します。

【注 5】 親族とは、民法 725 条に規定する親族の範囲とします。

4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

この保険では、新規契約日から 90 日間は免責期間となり保障の対象になりませんので、上記 3 の給付金支払い事由に該当しても保険金をお支払いできません。

なお、「Ⅱ 注意喚起情報 4. ご契約の取消し・無効・解除について」（6 頁）をあわせてご確認ください。

5. 保険期間・保険契約の継続

（1）保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間です。ただし、最初の契約の保険期間は、責任開始日（加入申込を承諾した日の翌月 1 日）からその後に到来する最初の 3 月 31 日までです。

（2）保険契約の継続

この保険契約の保険期間が満了する日の 2 週間前までに、当会またはご契約者のいずれから意思表示のない場合は、保険期間満了日の翌日に契約は自動的に継続されます。

継続後の保険契約は、継続日における保険約款および保険料率が適用されます。

また、継続時の保険料の払込期間は、保険契約日の属する年の 3 月 1 日から 3 月 31 日の間で、払込期日までに払い込まれない場合は、払込期間満了日の翌日をもって契約は失効します。

なお、この保険には契約の復活のお取り扱いはありません。再契約の場合は、新規契約扱いとなり、新規契約日から 90 日間は免責期間で保障されませんのでご注意ください。

6. 保険料

保険料は、Aプラン年9,000円、Bプラン年10,860円（保護者が生活保護を受けている場合などは保険料を半額に減免します。）です。

ただし、新規契約で4月1日以外の契約日の場合には、次の算式により求められた金額とします。

Aプラン 保険料=9,000円×契約保険期間月数÷12ヶ月（1円未満切捨て）

Bプラン 保険料=10,860円×契約保険期間月数÷12ヶ月（1円未満切捨て）

7. 保険料の払込方法等

保険料は、新規、継続とも一括払いで、ご利用されている施設を通じて当会指定の金融機関口座に払い込んでいただきます。

8. 契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

II 注意喚起情報のご説明

ご契約に際して、ご契約者に不利益になる事項など、特にご注意していただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

1. ご契約時にご注意いただきたい事項

本契約は、保険業法第309条第1項第4号の規定により、クーリングオフの適用対象外になっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. ご契約後に注意していただきたい事項

(1) 保険証券について

ご契約をお受けしますと、「保険証券」をご契約者にお送りいたしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。記載された内容が、お申込みの際のものと異なっていないか必ずご確認ください。

(2) ご契約内容に変更が生じる場合について

ご契約後、次のいずれかの事実が発生した場合には、ただちに、ご利用されている施設（当会の支部）または当会事務局へご連絡してください。

①保障を受けられる方（被保険者）の利用施設が変更となる場合

②ご契約者のお名前、住所が変更となる場合

③ご契約者または保障を受けられる方が亡くなられた場合

（保障を受けられる方が亡くなられた場合には、ご契約は効力を失います。）

(3) 保険金の支払事由が生じた場合の手続について

保険金をお支払いする事由が生じた場合には、早めにご利用されている施設（当会の支部）または当会事務局にご連絡ください。

① 保険金請求に必要な書類

保険金請求を行うときは、次の書類を、ご利用されている施設にご提出いただきます。

- ・当会所定の給付金請求書
- ・医師（病院）による被保険者（保障を受けられる方）の入院期間および病名を証明する診断（証明）書
- ・付添介護費用の領収書の写し（親族以外が付き添った場合にご提出いただきます）
- ・差額ベッドを利用した場合、利用した期間が分かる書類及び費用の領収書の写し

② 保険金の支払時期

保険金の請求手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、ご契約者が指定した金融機関の口座にお支払いします。

ただし、お支払いに必要な事項の確認に以下の特別な照会・調査が必要な場合には、それぞれに応じて定めた日数以内に保険金をお支払いいたします。

- ・給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 50日
- ・約款に定める重大事由、詐欺等に該当する可能性がある場合 50日
- ・弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要な場合 180日
- ・専門機関への照会が必要な場合 180日
- ・警察、検察、消防等の公の機関への照会が必要な場合 180日

※定める期間内に保険金をお支払いができなかった場合には、遅延利息をお支払いいたします。

(注1) 保険金のお支払いに必要な事項の確認等にあたり、ご契約者のご協力をいただけずに遅延した場合には、その遅延した日数については保険金のお支払いまでの期間に算入しないものとします。

(注2) この保険契約の給付金の受取人はご契約者または被保険者（保障を受けられる方）とします。ただし、ご契約者が施設の管理者の場合は、給付金の受取人は被保険者（保障を受けられる方）とします。

(注3) 保険金請求権については時効(3年)の規定がありますのでご注意ください。

3. ご契約の解約を希望される場合について

ご契約後、保険契約をご解約されたい場合には、ご利用されている施設（当会の支部）または当会事務局にご連絡ください。

未経過保険料がある場合には、解約払戻金をお支払いいたします。

4. ご契約の取消し・無効・解除について

ご契約が次のいずれかに該当した場合には、保険金はお支払いできません。

- ① ご契約者の詐欺または脅迫によって当社がご契約を締結した場合には、ご契約は取消となります。
- ② ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または他人に取得させる目的をもってご契約を締結した場合には、ご契約は無効となります。
- ③ ご契約者が、保険金を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故を生じさせた（未遂も含みます。）場合など、当社のご契約者に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合には、当社はご契約を解除することができます。

※上記①、②に該当する場合には、すでに払い込みいただいた保険料は返還できません。

5. 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額

当社は、財産の状況などに照らして、この保険事業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当社の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更を行うことがあります。

6. 個人情報の取扱いについて

当社は、加入申込書等から得た個人情報を、次に掲げる目的の達成の範囲において利用します。

- ① 保険契約の加入申込に係る引受審査、引受、契約の継続、履行および管理
- ② 適正な保険金の支払いおよび保険事故の調査（関係先への照会等を含む）
- ③ お問い合わせ・依頼等への対応およびご本人かどうかの確認
- ④ 当社の業務遂行上必要な範囲で、支部を含む業務委託先等への提供
- ⑤ 上記①から④に付随する業務ならびにご契約者との取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

7. センシティブ情報の取扱いについて

当社は、認可特定保険業者等に関する命令第 29 条に基づき、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保険医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

8. ご契約の手続きについて

この保険は、当社指定の加入申込書で、ご利用されている施設（当社の支部）へ申し込んでください。

お問い合わせ先

一般財団法人 長野県社会福祉施設利用者互助会事務局

電話/FAX : (026)223-2682

受付時間 : 8:30~17:00（土日祝日、年末年始の休日を除く）

当会支部一覧（令和8年1月現在）

地区	支部No.	施設(支部)名	地区	支部No.	施設(支部)名
佐久	101	小諸学舎	南信	310	しらかば園
	102	佐久こまば学園		311	グループホームあゆみ
	103	臼田学園		312	こぶし園
	104	浅間学園		313	五十鈴の家
	105	軽井沢治育園		314	コーポヘルメス
	106	たてしなホーム		315	もみじの家
	107	緑の牧場学園	316	あゆみ園	
	108	しののめ作業所	中信	401	上松荘
	109	佐久コスモスワークス		402	あい・アドバンス今井
	110	第二佐久コスモスワークス		403	四賀アイ・アイ
	111	四季		404	穂高悠生寮
	112	どっこい		405	アルプス学園
201	ともいき宝池慈光	406		白樺の家	
上小	202	ともいきライフ住吉	407	共立学舎	
	203	上田悠生寮	408	信濃学園	
	204	ともいき宝池和順	北信	501	長野市ひかり学園
	205	上田ひもろ木園		502	さくらの杜育豊
	206	山の子学園共同村		503	須坂悠生寮
	207	さんらいずホール		504	顕真学院
	208	蓮の音こども園		505	ともいきライフ月影
	209	上田いずみ園		506	水内荘
	210	色えんびつ		507	のぞみの郷高社
	211	Na2（ナツ）		508	常岩の里ながみね
	212	アオ		509	はなみずき
	213	ごきげんスペースうえだ		510	発達サポーターズねくすと
南信	301	精明学園		511	空風
	302	はらむら悠生寮		512	ポーチ有旅の丘
	303	駒ヶ根悠生寮		513	ふっくら工房ふるさと
	304	第二明星学園		514	栗田園
	305	明星学園	515	すまいる	
	306	南原苑	517	ほっとらいふセンター	
	307	親愛の里松川	518	かすたねっと	
	308	阿南学園	519	あおぞら	
	309	喬木悠生寮	520	みのちグループホームセンター	